

## 大津家庭裁判所委員会議事録

### 1 日時

平成26年6月13日（金）午前10時から午後零時まで

### 2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

### 3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

荒川葉子，井上幸，川神裕，鷓鴣真知子，野中百合子，福家紀明，村木安雄，柳原弘行

（事務担当者）

赤坂宏一，野田裕子，松阪茂，中西保，山口光博，我妻亨，山田誠，吉川和伸，白崎彰悟，坂田幸二

### 4 議事

#### 新任委員の紹介

事務担当者から，新任の大津家庭裁判所委員会委員の紹介があった。

#### 前回委員会での質問，意見に対する回答

事務担当者から，前回委員会での委員の質問，意見に対して説明した。

ア 当事者本人が行う訴訟の比率について

イ 裁判所へのアクセスについて

#### 意見交換

事務担当者から，少年事件における教育的措置（以下「教育的措置」という。）について取組を紹介，説明した後に，教育的措置をよりよいものとするためにどのような工夫や改善が考えられるか意見交換を行った。

発言要旨は，別紙のとおり

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

■ 裁判所の説明をお聞きいただいた感想や質問を伺いたい。なお、教育的措置に協力くださっている委員からは、実施している立場から気づきや要望があれば併せてお願いしたい。

○ 大津家庭裁判所で様々な教育的措置が実施されているとの説明であったが、それらは一回限りのものなのか。教育的措置を受けた少年はその後どうなっていくのか。保護処分を受けた少年は、それ以前に教育的措置を受けたことがあるという理解でよいか。

○ 教育的措置は一回限りか。継続してやっていくのか。教育的措置は、少年審判の後に行うのか、それとも少年審判の前に行うのか。

○ 当社では、万引き防止の観点から講習に協力している。当社では、万引き被害額は年間5,000万円以上であり、そのうち検挙されるのは1割程度である。防犯カメラを設置するなどしているが、防止には、声掛けが一番効果的であるため、万引きしにくい雰囲気作りに取り組んでいる。

万引きする人は、周りにどういう迷惑が掛かかると解らない人が多い。怒られるだけでは、再犯につながるのでは、なぜ駄目なのか、周りにどういう影響が及ぶのかを認識してもらうように講習に協力している。親の信頼を裏切りたくないと思ってしまう子供の信頼関係が再犯防止につながるのでは、保護者の認識が大事だと思う。

○ 当方で作業を行う少年は、ほぼ真面目に作業をしており、中には嫌々作業をしている感じのする少年はいるものの、途中で投げ出すことはない。

担当者と少年が色々と会話をするのも目的として作業をしているが、言葉の遣い方や、大人との話し方をきちんと教えられていない少年が多い。これから成長していく中で、誰かが何処かで教える必要があると思っただけで教育的措置に協力している。保護者の方も一緒に作業をしてもらう良さもあるが、こちらが子供に質問しても保護者が答えてしまっただけで子供と会話がしにくい面もある。そうした面はもう少し工夫も必要かなと感じている。会話を通じて少年がどうしてこうなったかヒントを得ることがあればと思っている。

当初、教育的措置への協力を引き受けた際に、どういった少年達が来るのかと勝手なイメージを抱いていたが、我々の時代のイメージとは違い、どうしてこうなったのか、想像しても解らないことがある。少年の中には、集団の中に入ると、少しずつ遅れてしまっただけで、それが溜まって、また犯罪をしてしまうのではないかとと思われる者もいる。社会に出ればそういう面は構ってもらえない状況となるが、何かの際にフォローが必要だと思う少年もいる。

○ 人材育成は企業にとっても大きな問題で、管理監督者は、人材育成に多くのエネルギーを費やしている。若者を育てるには1年や2年かかるのが実態であり、目標にどう近づけていくかを徹底的にやらないと人は育たないと実感している。マナーができていない者

は少なくない。

教育的措置を受けたら、罪を犯した過去はなかったことにしてやるくらいの姿勢がないと少年の心が戻っていかないと思う。心が戻らないと、うまくいかないと思う。最終的には、社会人として育てていくことを目標としていく必要があると思う。

- 再発防止が重要であろうと思う。家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）が中心で教育的措置を行っているが、調査官は足りているのか。

教育委員会や自治体との連携はどうなっているのか。

教育的措置は、不処分と審判不開始のケースであるが、保護観察との違いは何か。

- 事務担当者から、教育的措置が審判手続のどの段階で行われているのか、不開始、不処分、保護観察の違いを説明した上で、全体的な質問に答えてもらいたい。

- ▲ 少年事件は、法律を犯した少年が検察庁から送致され、家庭裁判所で要保護性といって、家庭事情や素質や再犯危険性等を考慮して処分が決められる。

審判不開始は、軽微な事件で、本人が既に反省し、改善がみられるなどで、裁判官が審判を行うことなく、調査官が面接を行うことにより、再犯の危険性が低いとして、事件が終了するものである。

不処分は、本人が反省している事件で、審判を行って事件が終了するものであり、裁判官と面接することにより、今後は犯罪をしないという気持ちを親と共に強く持つてもらうことで、再犯の危険性が低いと考えられるものが対象となる。

保護観察は、審判により、保護司に継続的に指導監督してもらう必要があると判断されるものであり、一定期間、保護司と面談を実施し少年の更生を高めるというものである。

教育的措置は、審判の前の段階で行われるものである。

- 教育的措置は、一回限りのものか、継続的なものか。
- ▲ 一回限りで終わるものが多いが、中には、特別養護老人ホームでの奉仕活動のように1週間から2週間程度活動をするものもある。
- 教育的措置を受けた者の再犯率はどうか。
- ▲ 万引き被害を考える講習では、平成25年8月の段階で、講習を受けた45事例のうち再犯は2事例であり、本日説明したもう一方の教育的措置では、30事例のうち再犯は2事例であった。
- 裁判所以外との連携という点についてはどうか。
- ▲ 警察、保護観察所だけでなく、学校や保護施設等の地域との連携を大切に行っている。
- 保護者の認識の重要性について発言があったが、今行っている講習でさらに工夫することがあれば御意見を伺いたい。

- 質問になるが、教育的措置は、審判の前に行われていることから、審判のためのチェックとして行っているのか。

- ▲ 教育的措置の状況が著しく悪かったり、生活態度がよくなかった場合で、更生のために今後も継続的に働きかけて行く必要があると判断した場合には、審判を行い保護観察に

付する場合も考えられなくはないが、そのようなチェックを目的とした措置ではない。

調査官から、実施機関や、実際に携わった方に、実施状況を聞くことはあり、また少年には、どんなことを感じたのかを事後の面接の場等で聞く。万引き被害を考える講習では、少年に感想文を書かせ、問題を十分に記載できていないと判断した場合には、審判で裁判官から、改めて質問をする必要があるとの意見具申をすることもある。一方で、思いもよらぬ効果をもたらすこともある。教育的措置は、きっちりやっていかなければ家庭裁判所の存続意義を問われるものと考えており、委員の方々には、いろんな意見をお願いしたい。

- 審判を行うための材料として、一部は利用しているということか。行政の講習等とは違う視点となるのか。
- ▲ 個別の事案によっては、審判を行うための材料となることもある。司法であるので、「こうすればこうなる」といったことが一律に決められているのではなく、個別事案ごとで少年の問題性に応じて対応している。
- 保護者と一緒に参加するというやり方について、御意見を伺いたい。
- ◇ 教育的措置の作業中に言葉遣いができない少年がいたとのことであったが、それに対して注意をしていただいた経緯等があったのか。「しつけ」ができていないとの印象なのか。
- 「しつけ」ができていないというより、教えられていないのかと思う。教えるのは、学校であったり、親であったりするが、いろんな家庭環境があることから、親だけに任せておいていいのかという疑問がある。社会に出た際には、いずれ壁にあたると思う。どこで、誰が援助するのかという問題だと思う。
- ◇ 裁判所でも、場をわきまえた言葉遣いをするように注意をしているが、作業の中で注意をしていただいた方が効果があると感じる。
- 親がいて良い面と、悪い面がある。少年を注意する場面では、親がいるとやりにくいことがある。
- 親といっしょに教育的措置は行うが、子供だけの場面と親がいる場面があればいいという御意見として承りたい。
- 教育的措置で行っている作業は、結果がはっきり分かり、想像できやすいので、いい活動だと思う。こういう活動を継続的、定期的に行っていくことができればいいのと思う。
- 教育的措置のための他の社会的資源があれば伺いたい。
- 審判をするのに、責任を持って判断できる環境でないといけないと思うので、受け入れる側にもしっかりした人がいないといけない。裁判所から、活動の目的を的確に伝えて教育的支援の依頼が行われれば、協力的な企業もあるかもしれない。
- その場限りにならないように、その後のフォローアップができ、可能な範囲で、長い目でやっていく必要がある。
- 保護者の方に教育的措置の後は、保護者がしっかりやっていくようにと伝えておく必

要があると思う。

- 教育的措置のための社会的資源に心当たりがある方は、総務課長へ御連絡いただきたい。

今回は、9月18日午前10時から、「成年後見制度について」をテーマとし、次々回については、地裁と共通の課題である「裁判所へのアクセスについて」をテーマとして地裁委員会と合同で平成27年の2月頃に開催させていただく。